

社会福祉法人**宏量福祉会**

母子生活支援施設

野菊荘要覧

〒615-0092 京都市右京区山ノ内宮脇町9-2

TEL 075(803)0828

FAX 075(801)9735

<http://www.nogiku.gr.jp/>

E-MAIL nogiku@nogiku.gr.jp

平成18年4月1日 現在

要 覧

所在地 京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2
敷地 1,273㎡ (通路、遊び場など共同使用地あり)
建物 鉄筋コンクリート4階建

1階床面積	492.314㎡
2階床面積	465.314㎡
3階床面積	465.314㎡
4階床面積	465.314㎡
延床面積	1888.722㎡

賃借物件 シェルターさくら (一時保護)
約 20㎡
シェルターつばき (一時保護)
約 40㎡

設	備	母子室	31室		
		Aタイプ	6室	44.955㎡	
		(3DK 浴室・便所・押入・ベランダ)			
		Bタイプ	9室	32.400㎡	
		(2DK 浴室・便所・押入・ベランダ)			
		Cタイプ	10室	29.970㎡	
		(2DK 浴室・便所・押入・ベランダ)			
		Dタイプ	6室	28.112㎡	
		(2DK 浴室・便所・押入・ベランダ)			
		ポ	チ	14.187㎡	
		玄	関	A	8.022㎡
		玄	関	B	2.450㎡
		事	務	所	41.761㎡
		応	接	室	6.858㎡
		医	務	室	6.858㎡
		集	会	室	34.020㎡
		(和室・8畳・踏込・床の間・縁側・押入付)			
		下	足	室	8.862㎡
		口	ビ	ー	23.237㎡
		相談・談話室			
		12.600㎡			
		ロッカー室			
		2.862㎡			
		宿直室			
		18.774㎡			
		保育室			
		11.340㎡			
		ステージ			
		4.860㎡			
		湯沸室			
		5.670㎡			

調 理 室	12.150㎡
高学年学習室	47.790㎡
学習室(2室)	60.480㎡
倉 庫	2.430㎡
職 員 便 所	4.428㎡
便 所	9.479㎡
階 段 室	28.112㎡
電 気 室	25.242㎡
洗濯室(2室)	2.260㎡
洗 場 (3室)	2.260㎡

沿 革	昭和17年 3月	落成開寮(恩賜財団軍人援護会) 名称 平安寮 授産施設 保育室併設
	同日	社会事業法届出
	終 戦 後	同胞援護会経営
	昭和21年10月	生活保護法認可
	昭和23年 1月	児童福祉法認可
	昭和25年10月	京都府に移管 名称を平安母子寮、 平安保育所と改める。
	昭和34年 7月	財団法人京都民生会に委譲 名称を山ノ内母子寮、山ノ内保育所と改 める。
	昭和34年 7月	山ノ内診療所併設
	昭和55年 1月	社会福祉法人宏量福祉会設立認可 社会福祉法人の認可にともない山ノ内 母子寮の経営を宏量福祉会社に移管
	昭和56年 3月	山ノ内母子寮(野菊荘)全面改築 (定員30世帯、緊急一時保護3世帯)
	昭和59年10月	山ノ内児童館の運営受託 (44年3月学童保育所を開設)
	平成10年 4月	改正児童福祉法の施行 施設名称を野菊荘と改める
	平成12年11月	野菊荘改修工事

役 職 員	理事長 芹 澤 栄 之	理 事 藤 田 ヒサ工
	理 事 大 和 正 克	理 事 柳 本 久 雄
	理 事 平 野 昭 子	理 事 芹 澤 出
	理 事 谷 章 子	監 事 長 谷 川 佐 喜 男
	理 事 矢 野 武 也	監 事 畑 弘 子

目 的	<p>本施設は児童福祉法第38条により設立されたもので、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。</p>
機 能	<p>当施設は児童福祉に重点を置いた福祉施設で、母子の人間形成と社会適応を図る福祉的自立援助を果たす施設である。戦前の施設は遺家族母子、戦後は戦災、引揚、浮浪母子を対象を拡大した戦後处理的援護施設としての役割を果たしてきた。近年施設利用者に未婚母子や協議・調停離婚、夫の行方不明、遺棄、サラ金、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待による崩壊家庭、そのために緊急保護を必要とする母子家庭が増えている。これらの家庭崩壊原因や生活環境の不健全さも要因となつて、情緒不安定な母子、問題行動を起こす児童、発育段階の遅れた乳幼児、育児に不安を抱える母親等が多くなってきている。</p> <p>従つて、母子生活支援施設は親子が安心し安定して生活が出来る環境を保障するとともに、傷ついた生活を癒し、心身両面において援助し、夫、借金などの問題を解決すると共に、経済の安定・生活の安定・養育の安定をめざす。職員は母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家族世帯に対する自立支援を行い、母子が自立退所し安心安定して愛情あふれる家庭作りができることを目指して支援を行う。</p>
入 所 処 置	<p>児童福祉法第23条の規定に該当する母子世帯で、福祉事務所に入所申請を行い受理された者。</p> <p>第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。</p>
緊急一時保護	<p>緊急一時保護は福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターからの依頼を受け実施する。施設への直接相談については施設長が受けいれを決めすみやかに福祉事務所又は配偶者暴力相談支援センターに連絡する。</p>

定 員 30世帯（外に緊急一時保護3世帯）

運営方針

1. 子育てと母子相談、必要に応じ緊急一時保護

2. 母子の支援

家事、金銭面に対する生活援助

育児支援

就労支援（技能修得訓練校）

（パソコン・ワープロ・インターネット体験教室）

精神的安定のための援助

子ども相談室（専門カウンセラーによるカウンセリング）

夫婦関係（主として妻側から）の調整

離婚や借金等の法律に関わる相談と問題解決への援助

母子関係の調整

乳幼児保育（補完保育、病後児保育、一時保育）

母親自治会の組織指導（母の会役員会）及び地域との交流

保健衛生（健康相談、予防注射、美化）

警防訓練（災害避難訓練、定期的防火、消防署の出張指導）

海水浴・キャンプ、その他レクリエーション、

スポーツ活動、観劇、バザー、演劇、誕生日会、その他

退所世帯へのアフターケア

機関誌（あゆみ月1回、野菊会便り年2回、文集の発行）

3. 児童の指導、援助

児童保育を行い、学校生活や施設内生活での人間関係に対する援助

個別、集団を通しての情緒安定のための援助

子ども同士、家庭、集団生活を通してマナー等の調整援助

学習指導（学校の課題、自由勉強）

個別学習指導（高学年以上、少人数での学習会）

間食指導（小学校1年生～3年生）

子ども自治会の組織運営（小学生自治会、中学生自治会）

パソコン教室（インターネット）

4. ボランティア活動の受け入れとその調整

職

員

施設長 芹澤 出

母子支援員 伊崎 友絵

母子支援員 川崎今日子

母子支援員 尾関 有紀

母子支援員 佐々木絢子

母子支援員 今田 利美

管理宿直員 渡辺 源三

他（派遣清掃員1名）

児童指導員 米山 尚子

児童指導員 中谷 良太

児童指導員 櫻井香奈子

児童指導員 藤村 勇樹

事務作業員 森田 容子

心理専門員 柏谷 香織

嘱託医 安威 康夫

母子家庭の様態

(5) 離別理由(子どもが複数の場合は末子の実父との離別理由)

	理 由	世帯数	合 計
生 別	未 婚 の 母	9	28世帯 96.6%
	協 議 離 婚	14	
	離 婚 調 停 (含申請中)	5	
	遺 棄 他	0	
死 別	病 気	1	1世帯
	交 通 事 故 他	0	3.4%

生別の分析

理由	単一理由	重複理由	%
借金問題	-	4	14.3
夫の暴力(虐待)	-	13	46.4
女性問題	-	0	0.0
性格の相違	-	2	7.1
遺棄不明	-	3	10.7
その他	-	6	21.5
合計	-	28	100.0

職業・収入

(6) 職 業

職 種	工 員	事 務 員	調 理 師 (補 助)	雑 役	店 員	販 売 員	専 門 職	計
正社員	0	0	0	0	0	0	1	1
パート	3	3	3	1	3	1	1	15

就 職 者	16名	55.2%
求 職 者 (含 通 院 中)	13名	44.8%
職 業 訓 練 校	0名	0%

(7) 収入

平均 86,250円

区分	基本給	人員数	%
1	1.0万円以下	0	0.0
2	1.0万円以上～2.0万未満	0	0.0
3	2.0万円以上～3.0万未満	0	0.0
4	3.0万円以上～4.0万未満	0	0.0
5	4.0万円以上～5.0万未満	1	6.3
6	5.0万円以上～6.0万未満	1	6.3
7	6.0万円以上～7.0万未満	3	18.7
8	7.0万円以上～8.0万未満	3	18.7
9	8.0万円以上～9.0万未満	3	18.7
10	9.0万円以上～10.0万未満	2	12.4
11	10.0万円以上～11.0万未満	0	0.0
12	11.0万円以上～12.0万未満	1	6.3
13	12.0万円以上～13.0万未満	0	0.0
14	13.0万円以上～14.0万未満	0	0.0
15	14.0万円以上～15.0万未満	0	0.0
16	15.0万円以上～16.0万未満	0	0.0
17	16.0万円以上～17.0万未満	1	6.3
18	約20.0万円	1	6.3
計		16	100.0

(8) その他の経済状況

生活保護世帯(含申請中)	22世帯	75.9%
経済的自立世帯	7世帯	24.1%
養育費	3世帯	10.3%
児童扶養手当	22世帯	75.9%
特別児童扶養手当	2世帯	6.9%
児童手当	17世帯	58.6%
障害児福祉手当	0世帯	0.0%
障害基礎年金	2世帯	6.9%
遺族年金	1世帯	3.4%
社会保険	1世帯	3.4%
国民健康保険	6世帯	20.7%

(9) 心身の状況

心身障害児の状況		心身障害者の状況	
情緒不安定児	19名	身体障害者手帳交付者	1名
(療育手帳交付児 5名)		精神疾患者	6名
身体障害者手帳交付児	0名	(精神障害者手帳交付者	0名)
		療育手帳交付者	3名
		アルコール依存症	1名

(10) 在住期間

期 間	半年未満	半年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
世帯数	2	2	7	6	2	3	2	0	0
%	6.9	6.9	24.2	20.8	6.9	10.3	6.9	0.0	0.0

期 間	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	計
世帯数	2	1	0	0	0	1	0	1	29
%	6.9	3.4	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	3.4	100

(11) 入所理由 【10年間の統計】(内縁関係の男性との理由も含む)

区分	死別				生別							合計
	病死	事故死	その他	小計	未婚	性格の相違	DV虐待	借金	遺棄	その他	小計	
H8	0	0	0	0	3	0	2	1	0	1	7	7
H9	0	0	0	0	0	2	2	0	0	5	9	9
H10	0	0	0	0	2	1	3	0	0	2	8	8
H11	0	0	0	0	1	0	3	0	0	2	6	6
H12	0	0	0	0	1	0	6	0	0	4	11	11
H13	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	7	7
H14	1	0	0	1	1	0	5	0	0	2	8	9
H15	0	0	0	0	0	0	6	1	0	5	12	12
H16	0	0	0	0	0	0	5	1	0	4	10	10
H17	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
計	1	0	0	1	8	4	40	5	0	25	82	83
%	1.2	0	0	1.2	9.6	4.8	48.2	6.1	0	30.1	98.8	100.0

(12) 退所理由 【10年間の統計】

年度 / 理由	公営住宅	結婚(復縁)	借家	自営	その他	計
H7	2	2	4	0	1	9
H8	2	0	5	0	0	7
H9	2	3	4	0	3	12
H10	1	1	2	0	3	7
H11	1	0	4	0	2	7
H12	0	1	8	0	2	11
H13	2	1	1	0	3	7
H14	1	2	4	0	0	7
H15	2	1	8	0	2	13
H16	1	0	7	0	2	10
H17	1	0	2	0	1	4
計	15	11	49	0	19	94
%	16.0	11.7	52.1	0	20.2	100

(13) 職員の勤務（年間変形労働時間制）

職種	区分	形態	勤務時間
母子支援員 児童指導員		早出	7:15～14:00
		中出	10:15～19:00 13:00～19:00（-2時間の時）
		遅出	13:15～22:00
作業員		日勤	8:30～17:15

宿直	週一人一回	22:00～7:15
日直	日曜・休日	9:00～17:30
管理宿直	専任職員	19:00～8:00

*宿直・日直職員二人体制

(14) 職員の主要業務

母子支援員 母子支援員は、母親の精神的支柱となり、入所時の課題（DV、離婚、借金問題、その他）解決と経済的安定（就労、各種手当等の申請、計画的家計運用）生活の安定（健康管理、食生活、衛生管理）子育ての安定（保育・養育・教育）の自立のためにその生活を支援する。この他に関係機関との連携を図るとともに、退所者に対するアフターケアを行う。

児童指導員 児童指導員は、就学児童の生活・学習指導、子ども会、余暇等を集団的、個別的に指導する。子ども行事の立案・実施、DVや児童虐待など肉体的・精神的ダメージを受けている児童や、不登校・引きこもりなど問題を抱える児童に対する個別ケア等、子どもの自立（健全育成・成長）のための支援をおこなう。更にボランティア活動の受け入れや、退所児童のアフターケア、関係機関との連絡強化を図る。

事務作業員 事務・作業員は、会計、経理事務及び庶務を担当する職員であり、あわせて母子支援員や児童指導員の業務を補佐する。

(15) 平成17年度子育て・生活相談内容

相談件数73件

相談内容

1) 母子の生活	2件	5) 夫の暴力	42件
2) 離婚問題	0件	6) キャンプル、貯金	5件
3) 不登校	0件	7) 拘置	0件
4) 女性問題	0件	8) その他	25件

合 計 74件

支援内容

1) 他府県施設を紹介	0件
2) 市内施設を紹介	3件
3) 婦人相談所を紹介	3件
4) 保護受入	11件
(措置入所 3件)	
(緊急入所後措置 1件)	
(緊急一時保護 7件)	
5) 福祉事務所を紹介	7件
6) 相談、アドバイスのみでおわる	47件
7) 入所辞退(問題解決)	3件

合 計 74件

出身地(前住所)

1) 京都市内	40件
2) 京都府	13件
3) 他府県	21件
(東京都3 埼玉1 岐阜1 滋賀1 大阪8 奈良1 和歌山1 兵庫2 岡山1 淡路島1 熊本1)	

合 計 74件